

・貯水槽水道とは

市からの水道水のみを受水槽、高架水槽などの水槽（総称して貯水槽という）に貯め、その貯水槽から施設内に水を供給する水道を貯水槽水道と言います。

貯水槽水道は一部の学校やスーパーマーケット、集合住宅などに設置されています。

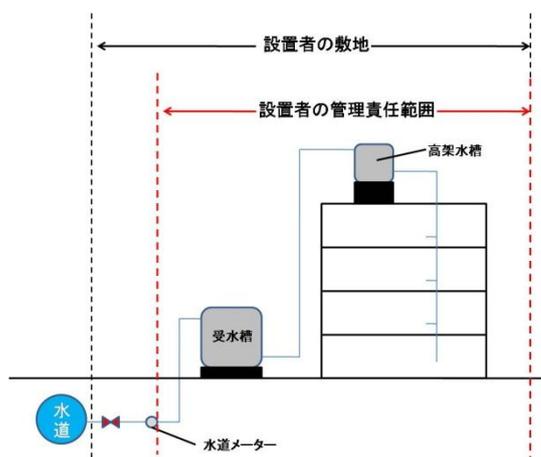
・簡易専用水道と小規模貯水槽水道

貯水槽水道は、貯水槽の有効容量が10m³を超えているか否かで水道法で定める管理水準が異なり、有効容量が10m³より大きいものを簡易専用水道、10m³以下のものを小規模貯水槽水道と言います。

いずれの場合も、管理責任は設置者にあると水道法によって定められています。

管理義務については、簡易専用水道は管理義務が水道法によって定められていますが、小規模貯水槽水道は水道法の規制を受けません。しかし、水道水は利用者の健康にかかわるものですので、適切な管理を心掛けてください。

貯水槽水道の例



・貯水槽水道の管理

以下のことに特に注意してください。

- ・ 毎日の水道末端の色、濁り、残留塩素の濃度
- ・ 年1回の定期的な水質検査
- ・ 貯水槽をはじめとした水道施設への関係者以外の立ち入りを防ぐ
- ・ 貯水槽内への異物の流入を防ぐ
- ・ 貯水槽内の定期的な清掃
- ・ 管理者の定期的な健康診断